

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 要 旨
事務局	<p>皆様お疲れ様です。</p> <p>只今から令和2年第10回留寿都村農業委員会総会を開会致します。直ちに会議に入ります。本日の出席委員は11名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、[ ]よりご挨拶をお願いします。</p>
議 長	<p>(挨拶)</p> <p>日程1、議事録署名委員の指名については、会議規則第9条の規定に基づき[ ]、[ ]を指名します。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、決定いたします。</p> <p>日程2、会期の決定については本日1日限りとしたいが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定します。</p> <p>日程3、報告第1号について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第1号は農地パトロールの実施結果について報告いたします。議案の3頁をご覧ください。</p> <p>本件につきましては、令和2年第8回農業委員会総会の際に「農地パトロールについて」として付議し9月23日までを目途として実施することが議決されました。その後、各委員より農地パトロールの実施結果について報告があり、現況地目に相違の可能性がある農地2筆について報告され、9月30日に委員10名及び事務局で現地を確認しました。</p> <p>議案の4頁をご覧ください。対象農地については、[ ]。地目は現況・公簿共に畑、面積は[ ]、所有者は[ ]です。当該農地につきましては、議案3頁の中段、「対象農地の状況」に記載のとおり、[ ]に競売により購入されたのですが、当時から耕作できるような状況ではなく、前所有者も[ ]耕作していなかったとのことですので、[ ]近く耕作されていない土地ということになります。現況については議案第3号でも説明いたしますが、草木が繁茂し耕作するのは困難な状況となっております。</p>

	<p>したがって、農地パトロールでは遊休化されている農地はありませんでしたが、併せて実施している荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において、B分類（再生利用が困難と見込まれる農地）に区分される農地がありましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。 （なしの声）</p> <p>続きまして、日程4、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号は合意解約の案件となっております。議案の6頁をご覧ください。No.1について説明いたします。</p> <p>本件につきましては、[ ]と[ ]の間で結ばれていた農地使用貸借契約を、双方の合意により解約するものであります。</p> <p>なお、当該地につきましては農用地利用集積により売買する予定となっております。図面については7頁のとおりとなっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。質疑をお受けいたします。No.1について質疑はございませんか。 （「ありません」の声あり）</p> <p>なければ、議案第1号について原案どおり決定してよろしいか。 （「異議なし」の声あり）</p> <p>それでは、議案第1号を原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程5、議案第2号について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号については土地の現況証明の案件となっております。議案の9頁をご覧ください。No.1について説明いたします。</p> <p>申請者は、[ ]、[ ]。地番は[ ] [ ]。面積は[ ]。公簿上、畑となっております。</p> <p>当該地については、議案10頁にありますとおり、[ ] [ ]となっております。また、現況については議案の11頁の写真のとおりとなっておりますのでご確認下さい。</p> <p>現地確認は[ ]に地区担当として[ ]、隣接委員として[ ]、[ ]、[ ]、 [ ]、[ ]にもご同行いただき、計4名により実施しており、農地採草放牧地以外と判断したところでありま</p>

	<p>す。</p> <p>続いてNo.2について説明いたします。再度議案の9頁をご覧ください。</p> <p>申請者は、[REDACTED]、[REDACTED]。地番は[REDACTED]。面積は[REDACTED]。公簿上、畑となっております。</p> <p>当該地につきましては、議案12頁にありますとおり、[REDACTED] [REDACTED] となっております。また、現況については議案の13頁の写真のとおりとなっておりますのでご確認下さい。</p> <p>現地確認は[REDACTED]に地区担当として[REDACTED]、隣接委員として[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]にもご同行いただき、計4名により実施しており、農地採草放牧地以外と判断したところであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。No.1、No.2について担当委員から補足があればお願いします。</p>
[REDACTED]	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>質疑をお受けいたします。No.1について質疑ございませんか。 (なしの声)</p> <p>続いてNo.2について質疑ございませんか。 (なしの声)</p> <p>なければ、議案第2号について、原案どおり決定してよろしいか。 (「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは、原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程6、議案第3号について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号については荒廃農地に係る非農地判断についてとなっております。議案の18頁をご覧ください。</p> <p>農業委員会は、年に1回実施する利用状況調査（農地パトロール）と併せて、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を実施することとなっております。荒廃農地とは、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能な農地を指しており、当該調査ではこの荒廃農地を、さらにA分類（再生利用が可能なもの）とB分類（再生利用が困難と見込まれるもの）に区分することとなっております。また、B分類に区分された農地については原則調査を行った年内</p>

